



(号外) 内閣府 発行 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省 令〕

○道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令 (国土交通九)

〔法規的告示〕

○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件 (文部科学一七)

○道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び同条第四項に規定する国土交通大臣の行う認定に關し必要な事項を定める告示 (国土交通二七九)

〔その他告示〕

○第四次多数国間投資基金を設定する協定の効力発生に関する件 (外務六三)

Table with 4 columns: Page number, Section title, and sub-sections. Includes items like '国民年金法施行令', '特定水産資源', '官庁報告', '裁判所', '特殊法人等', '地方公共団体', '教育職員免許状失効', '会社その他', '会社決算公告'.

省 令

○国土交通省令第九号 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十条から第四十二条まで、第五十八条第二項、第六十三条の二第一項及び第六十七条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和八年二月十六日 国土交通大臣 金子 恭之

(道路運送車両の保安基準の一部改正) 第一条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

Table with 2 columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). It details changes to the '保安基準' (Safety Standards) for motor vehicles, specifically regarding the '第五十八条の三' (Article 58-3) and '第五十八条の二' (Article 58-2).

2 前項の認定は、条件若しくは期限又は認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限を付して行うことができる。

<p>3 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 認定の取消しを求める申請があつたとき。</p> <p>二 第一項の規定により国土交通大臣が指定した規定に適合するものとみなすことにより保安上又は公害防止上支障を生じ、おそれがあるとき又は支障を生じたとき。</p> <p>三 前項の規定による条件又は制限に違反したとき。</p> <p>4 前二項に規定するもののほか、第一項の規定による認定に関し必要な事項は、告示で定める。</p>					
<p>(道路運送車両法施行規則の一部改正)</p> <p><b>第二条</b> 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 道路運送車両の検査等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 保安基準についての制限及び緩和（第五十二条―第五十四条の二）</p> <p>第七章～第八章（略）</p> <p>附則</p> </td> <td> <p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 道路運送車両の検査等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 保安基準についての制限及び緩和（第五十二条―第五十四条）</p> <p>第七章～第八章（略）</p> <p>附則</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 道路運送車両の検査等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 保安基準についての制限及び緩和（第五十二条―第五十四条の二）</p> <p>第七章～第八章（略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 道路運送車両の検査等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 保安基準についての制限及び緩和（第五十二条―第五十四条）</p> <p>第七章～第八章（略）</p> <p>附則</p>	
改正後	改正前				
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 道路運送車両の検査等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 保安基準についての制限及び緩和（第五十二条―第五十四条の二）</p> <p>第七章～第八章（略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 道路運送車両の検査等</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 保安基準についての制限及び緩和（第五十二条―第五十四条）</p> <p>第七章～第八章（略）</p> <p>附則</p>				

<p>(自動車検査証の記載事項)</p> <p><b>第三十五条の三</b>（略）</p> <p>一～二十一（略）</p> <p>二十二 次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定により認定を受けた自動車 その旨</p> <p>二十三～二十九（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>(自動車検査証の変更記録の申請等)</p> <p><b>第三十八条</b>（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 法第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>十二 第三十五条の三第一項第二十二号ハに掲げる事項</p> <p>9・10（略）</p> <p>(改善措置の勧告の対象とならない自動車及び特定後付装置)</p> <p><b>第五十条</b> 法第六十三条の二第一項の国土交通省令で定める自動車は、自動車を輸入することを業とする者が輸入した自動車であつて、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入した自動車（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを含む。）以外のもの及び道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定に基づく認定を受けた自動車以外のものとする。</p>	<p>(自動車検査証の記載事項)</p> <p><b>第三十五条の三</b>（略）</p> <p>一～二十一（略）</p> <p>二十二 次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>(新設)</p> <p>二十三～二十九（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>(自動車検査証の変更記録の申請等)</p> <p><b>第三十八条</b>（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 法第六十七条第三項の国土交通省令で定める事由は、次に掲げる事項に係る変更とする。</p> <p>一～十一（略）</p> <p>(新設)</p> <p>9・10（略）</p> <p>(改善措置の勧告の対象とならない自動車及び特定後付装置)</p> <p><b>第五十条</b> 法第六十三条の二第一項の国土交通省令で定める自動車は、自動車を輸入することを業とする者が輸入した自動車であつて、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入した自動車（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを含む。）以外のものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

(自動車検査証等の提示の命令)

第五十二条 (略)

2 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに掲げる処分が行われたとき(第三号に掲げる処分にあつては、当該処分をしようとするとき)は、自動車の使用者に対し、当該自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。

一〜三 (略)

四 道路運送車両の保安基準第五十八条の

三第一項の規定による認定

五 道路運送車両の保安基準第五十八条の

三第三項の規定による認定の取消し

第五十四条の二 自動車の使用者は、第五十二

条第二項第四号に掲げる処分に係る自動車

車を運行の用に供しようとするときは、第

十九号様式の二による標識を当該自動車の

後面に見やすいように表示しなければならない。

2 自動車の使用者は、第五十二条第二項第

五号に掲げる処分が行われたときは、遅滞

なく、前項の標識を抹消しなければならない

い。

(自動車検査証等の提示の命令)

第五十二条 (略)

2 地方運輸局長は、次の各号のいずれかに掲げる処分が行われたとき(第三号に掲げる処分にあつては、当該処分をしようとするとき)は、自動車の使用者に対し、当該自動車検査証、限定自動車検査証又は軽自動車届出済証の提示を求めることができる。

一〜三 (略)

(新設)

(新設)

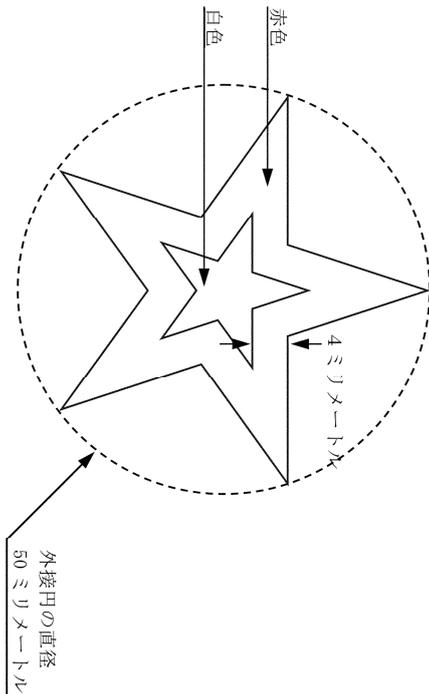
(新設)

(新設)

法規的告示

第十九号様式の次に次の様式を加える。

第十九号様式の二 (認定を受けた自動車の標識) (第五十四条の二関係)



備考

形状は正立星型正五角形とすること

附則

この省令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣 松本 洋平

○文部科学省告示第十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第十四条第一項第二号の規定に基づき、平成十四年文部科学省告示第五十三号(補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件)の一部を次のように改正する。

令和八年二月十六日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表

補助金等の名称		処分を制限する財産の名称等		処分制限期間(年)
学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	種類 [略]	構造又は用途等 [略]	細目 [略]	[略]
青少年教育振興事業費補助金				

別表

補助金等の名称		処分を制限する財産の名称等		処分制限期間(年)
学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	種類 [同上]	構造又は用途等 [同上]	細目 [同上]	[同上]

改正前